

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付及び休業給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、事務アシスタントとして就労していたところ、平成〇年〇月〇日、自宅から最寄駅であるC駅へ向かう途中、普通自動車にはねられ負傷（以下「本件事故」という。）した。

請求人は、平成〇年〇月〇日、D病院に受診し、「外傷性頸部症候群」と診断された。

- 2 請求人は、「外傷性頸部症候群」は通勤によるものであるとして、監督署長に療養給付及び休業給付の請求をしたところ、監督署長は、当該疾病は通勤によるものと認めたものの、平成〇年〇月〇日をもって当該疾病は症状固定しているとして、同年〇月〇日以降についてはこれらを支給しない旨の処分を行い、また、同年〇月〇日以前については、時効のためこれらを支給しない旨の処分を行った。

請求人は、これら処分のうち、平成〇年〇月〇日以降の療養給付及び休業給付を支給しないとした処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが棄却されたため、再審査請求に及んだが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却している（平成27年労第561号事件）。

- 3 また、請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するも

のと認めたものの、請求人には同一部位に既に障害等級第14級に該当する障害があり、障害等級が同じであって加重には該当しないと判断し、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に対し審査請求をしたが棄却されたため、再審査請求に及んだが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却している（平成28年労第256号事件）。

- 4 さらに、請求人は、平成〇年〇月〇日、E病院に受診し、「脳脊髄液減少症」と診断されたことから、同疾病を発症したのは、本件事故が原因であり、通勤によるものであるとして、監督署長に療養給付を請求したところ、監督署長は、請求人の「脳脊髄液減少症」は、本件事故との因果関係が認められず、通勤によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に対し審査請求をしたが棄却されたため、再審査請求に及んだが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却している（平成28年労第257号事件）。

- 5 請求人は、平成〇年〇月〇日にも、Fクリニックに受診し、「幻覚妄想状態」と診断されたことから、同精神障害を発病したのは通勤によるものであるとして、監督署長に療養給付及び障害給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は通勤によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、審査官に対し審査請求をしたが棄却されたため、再審査請求に及んだが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却している（平成28年労第293号事件）。

- 6 本件は、請求人が、前記4で記載した「脳脊髄液減少症」のほか「外傷性脊柱管狭窄症」を発症していたとし、外傷性脊柱管狭窄症を発症したのは通勤によるものであるとして、監督署長に療養給付及び休業給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した外傷性脊柱管狭窄症は通勤によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、同処分の取消しを求めた事案である。

- 7 請求人は、本件処分を不服として、審査官に対し審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として、本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した「外傷性頸部脊柱管狭窄症」及び「脳脊髄液減少症」が通勤によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件事故により「外傷性頸部脊柱管狭窄症」を発症した旨主張するので、検討する。

G医師は、平成○年○月○日付け診断書において、「外傷性頸部脊柱管狭窄症」と診断し、同月○日付け意見書において、「診断根拠は、頸部脊柱管狭窄症は外傷性頭頸部症候群に含まれ、本件事故後、頭頸部症候群の症状が持続し、外傷により脳震盪、頸椎捻挫があった。」と述べている。

一方、H医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「E病院の診療記録には、『頸椎MRI：C4/5 5/6で前方要素(椎間板ヘルニア、靭帯肥厚、骨棘)による脊柱管狭窄症あり』と記載され、検査日付が平成○年○月○日のCT検査レポートの所見には、『C4/5/6で鉤椎関節肥厚により椎間孔が狭く(C5/6>C4/5)なっています。』、検査日付が同日のMR検査レポートの所見には『C4/5でdisko-ostephytic protrusionにより神経孔が圧迫されています(↓)。C5/6で変形性が目立ち、disko-ostephytic protrusionにより硬膜嚢が圧迫されています(↓)。』と記載されています。」と述べている。また、同医師は、「外傷性頸部脊柱管狭窄症との診断であるが、画像では、C4/5、C5/6の変形性頸椎症であり、経年変化によるもので、外傷との因果関係はない。」とも述べている。

当審査会としても、改めて一件記録を精査したところ、請求人の症状経過及び医学的見解等に照らし、決定書理由に説示するとおり、上記H医師の所見は妥当であり、請求人の脊柱管狭窄症と本件事故との間に相当因果関係は認められないものと判断する。

(2) 次に、請求人は、「脳脊髄液減少症」について、新たな医証があると主張するので、検討する。

請求人は、これまで脳脊髄液減少症又は脳脊髄液漏出症の疑いとなっていた件について、平成〇年〇月〇日にE病院で確定診断を受けたとし、画像の写しを提出し、同病院でのブラッドパッチの施術後、頭痛、頸部痛等が軽減した旨を公開審理の際に述べた。

しかしながら、請求人が確定診断を受けたことを認めるべき医学的証拠はなく、同画像の写しと請求人の陳述のみから、決定書理由に記載の「脳脊髄液漏出症画像判定基準・画像診断基準」の定義による「脳脊髄液漏出症」及び「低髄液圧症」であるとは認められず、請求人が本件事故により、「脳脊髄液減少症」を発症したと判断することはできない。

(3) よって、「外傷性頸部脊柱管狭窄症」及び「脳脊髄液減少症」は、本件事故によるものとは認められないものと判断する。

(4) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。よって主文のとおり裁決する。